

車両売払い入札の実施について（お知らせ）

公益社団法人 志賀町シルバー人材センターが所有する下記物品の予定価格（最低売却価格）の提示による一般競争入札を実施しますのでお知らせします。

令和7年11月4日

公益社団法人志賀町シルバー人材センター
理事長 稲岡 健太郎

1 入札に付する売払い物件

物件番号	品名	形 式	初登録年	予定価格 (最低売却価格)	備 考
1	車両	ニッサン セレナ D B A - C 2 5	H20	16,500円 (消費税込)	自動車リサイクル料込

2 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者以外の者であることとします。

- (ア) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員
- (エ) 町内に住所(事務所)を有しない個人及び法人。

3 入札に必要な書類及び契約条項を示す場所

志賀町富来領家町甲の10番地
志賀町役場富来支所1階 志賀町シルバー人材センター事務所

4 入札参加に関する要領の交付期間及び場所等

(1) 交付期間

令和7年11月4日から令和7年11月28日まで（土曜日・日曜日、祝日を除く。）の間の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 交付場所

志賀町役場富来支所1階 志賀町シルバー人材センター事務所

※要領は、志賀町シルバー人材センターのホームページにも掲載していますので、印刷してご利用ください。

(3) その他

要領の交付は無料とする。

5 下見の実施

令和7年11月4日から令和7年11月28日まで（土曜日・日曜日、祝日を除く。）の間の午前8時30分から午後5時15分までの間に志賀町役場富来支所で実施します。

6 入札の日時、場所及び方法

(1) 入札の日時

令和7年11月17日から令和7年11月28日までの間の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 入札の場所

志賀町役場富来支所1階 志賀町シルバー人材センター事務所

(3) 入札の方法

入札への参加は、入札期間内に入札書に必要事項を記入し提出すること。また、本人が確認できる証明

書等及び印鑑を持参して下さい。

7 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書が要領に定める方法以外の方法で提出されたとき。
- (2) 入札書の記載事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。
- (3) 入札書に記名がないとき。
- (4) 入札書に記載されている金額が訂正されているとき。
- (5) 入札金額が予定価格（最低売却価格）未満のとき。
- (6) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (7) 入札の参加資格のない者が入札したとき。
- (8) 入札に関し、不正な行為を行ったとき。
- (9) その他入札に関する条件に違反したとき。

8 入札及び開札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札及び開札を中止又は延期することがあります。

9 落札候補者の決定の方法

入札回数は1回とし、予定価格（最低売却価格）以上の価格のうち最高の価格をもって入札をした者を落札候補者とします。落札候補者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札候補者を決定します。また、落札候補者がくじを引く事が出来ない場合は、入札業務に関係しない職員がくじを引き落札候補者を決定します。

(1) 開札の日時

日時：令和7年12月1日午前9時から（予定）

(2) 開札方法等

開札し落札候補者を決定します。また、補欠者の決定方法は二番入札者とし、落札候補者および補欠者は、その権利を譲渡することはできません。

落札候補者が買受けを辞退した場合等の補欠者の繰上げは、開札の日から起算して7日以内とし補欠者へ連絡します。

10 落札候補者の資格確認（落札者の決定）

開札後に落札者とするための資格確認を行い、落札候補者が資格要件を満たしていない場合は、その者のした入札は無効とし、補欠者を落札候補者とし、資格確認を行います。

11 契約締結の手続き

落札者は、開札の日から起算して7日以内に売買契約を締結するものとします。落札者（繰上げ落札者を含む。）が契約を締結しない場合は、落札者としての資格が取り消されます。

契約の締結は、落札者の決定後に契約保証金の納入と同時にを行い契約保証金は、契約金額の100分の10以上に相当する額を現金または銀行振出小切手で納付しなければなりません。

また、納付された契約保証金は売買代金に充当し契約保証金を返還する場合には利息を付しません。

ただし、売買代金の全額が契約締結日に納金されたことが確認できるときには契約保証金を免除します。

12 売買代金の納付方法

契約締結の日から30日以内に、売買代金と契約保証金の差額を納付しなければなりません。

その他必要な費用は、買受者の負担となります。

13 延納利息

契約者が売買代金を契約書に定められた履行期限内までに納付しなかったときは、売買代金に対し支払期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256

号) 第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合を乗じて得た金額を徴収します。

1 4 売払い物件の引渡し

契約者が売買代金を完納した後、物件の引渡を行います。

1 5 契約の解除

契約者が正当な理由がなく、売買契約に定める義務を履行しないときは、当該契約を解除し、物件を返還させることができます。

1 6 損害賠償

前項の規定により契約を解除した場合において、志賀町シルバー人材センターに損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として徴収します。

1 7 その他

本件物件について次の条件を付します。

- (1) 買受人は所有者変更又は一時抹消を行ったうえ証明書の写しを志賀町シルバー人材センターに提出して下さい。また、諸手続きに関する費用はすべて買受人の負担とします。
- (2) 売払車両については現状渡しとします。物件を引渡し後、生じた損害、又、隠れたかしについての修復費用は、志賀町シルバー人材センターは一切負担せず、責任を負いません。
- (3) 買受人は自己の負担で車両の移動を行って下さい。また、その際に生じた、事故、損害等については全て買受人の責任とします。また移動手段の手配についても買受人が行うこととし、当センターでは一切手配しません。契約後に生じた破損、盗難等についても一切責任は負いません、契約後14日以内に移動をお願いします。移動が行われない場合は保管料を徴収します。
- (4) 買受人は売払車両の乗用開始にあたり、自己の負担で車検整備等必要な整備を行い、十分に安全確認を行って下さい。

1 8 入札についての照会先

志賀町役場富来支所1階 志賀町シルバー人材センター事務所
電話 (0767) 42-2170